

受動喫煙防止にかかる労働条件明示の例（福祉人材センター関連）

令和3年10月15日現在

対象施設	受動喫煙を防止する措置	労働条件明示の例
【第一種施設】 児童福祉施設、病院(介護老人保健施設、介護医療院含む)、学校、行政機関	敷地内禁煙	敷地内禁煙
	敷地内に特定屋外喫煙所を設置している	敷地内禁煙(特定屋外喫煙場所あり、屋外に喫煙場所あり)
【第二種施設】 第一種施設に挙がっていない社会福祉施設	屋内禁煙	屋内禁煙
	喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室設置	屋内原則禁煙(喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室設置)
	適用除外の場所あり (例:宿泊室内など)	屋内原則禁煙（喫煙可の宿泊室あり）